富山県賃上げ応援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、賃金引上げを支援する助成金等（以下「助成金等」という。）の交付決定を受けた事業者に対し、助成金等の書類作成等に係る社会保険労務士等への報酬費用について、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（補助金の交付）

第２条　この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、富山県賃上げ応援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第３条　この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業事業者　中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和７年９月５日付け厚生労働省発基 0905 第 15 号）第２条に該当する事業者をいう。

(2) 小規模事業者　別表(1)に規定する範囲で、業種の判断は別表(2)によるものとする。

(3) 社会保険労務士等　社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第２条に規定する業務に従事する社会保険労務士又は弁護士とする。

(4) 別表(3)に定める助成金の支給申請手続きに係る事業
別表(3)に定める助成金の支給申請手続きに係る書類作成や賃金引上げ時の事業場内最低賃金を定める就業規則の変更等を社会保険労務士等に依頼すること。

(5) 教育訓練休暇給付金の申請手続きに係る事業
教育訓練休暇給付金の申請手続きに係る教育訓練休暇制度の導入のための就業規則等の整備や書類作成等を社会保険労務士等に依頼すること。

（補助対象事業者）

第４条　補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業事業者又は小規模事業者であること。

(2) 富山県内に事業場を設置していること。

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。

(4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去３年以内に不正受給（偽りその他不

正の行為により、本来受けることのできない助成金等の交付を受け、又は受けようとすること。）をした事業者でないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。

(6) 国、県又は市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。

(7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。

(8) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。

(9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。

(10) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。

(11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。

(12) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第５条　助成金等の書類作成等に係る社会保険労務士等への報酬に対する補助の要件、補助対象経費及び補助率は次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税は補助金の対象外とする。

(1) 別表(3)に定める助成金に係る補助については次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
別表(3)に定める助成金の支給申請手続きに係る事業を実施したことで発生した社会保険労務士等の報酬。 ただし、社会保険労務士等と年間契約を行っている場合は、別表(3)に定める助成金の支給申請手続きに係る事業により増加した社会保険労務士等の報酬額を補助対象経費とする。	中小企業事業者の場合： 対象経費に２分の１を乗じて得た額 小規模事業者の場合： 対象経費に３分の２を乗じて得た額

(2) 教育訓練休暇給付金に係る補助については次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
教育訓練休暇給付金の申請手続きに係る事業を実施したことで発生した社会保険労務士等の報酬。 ただし、社会保険労務士等と年間契約を行っている場合は、教育訓練休暇給付金の申請手続きに係る事業により増加した社会保険労務士等の報酬額を補助対象経費とする。 なお、補助対象事業者が労働者に対し連続した30日以上の教育訓練休暇の付与を行うことを要件とする。	中小企業事業者の場合：対象経費に２分の１を乗じて得た額 小規模事業者の場合： 対象経費に３分の２を乗じて得た額

(3) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(4) 補助金の補助上限額は、10万円とする。

(5) 他の助成金等の交付を受けている又は受けることを予定しているものに係る経費については対象外とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第１号）を令和９年２月26日までに、知事に提出しなければならない。

３　別表(3)に定める助成金に係る補助について、前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 申請総括表（様式第２号）

(2) 助成金等の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬額が確認できる領収書等の写し

(3) 宣誓書（様式第３号）

(4) 別表(3)に定める助成金の交付申請書や事業実施計画書等、助成金の申請に係る提出書類の届出日が分かる書類の写し

(5) 就業規則等の施行日が確認できる就業規則等の写し

(6) 別表(3)に定める助成金の支給決定通知書の写し

(7) その他、補助金を交付する目的に必要な範囲で、知事が提出を求める書類

２　教育訓練休暇給付金に係る補助について、前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 申請総括表（様式第２号）

(2) 宣誓書（様式第３号）

(3) 助成金等の書類作成等を依頼することで発生する社会保険労務士等の報酬額が確認できる見積書等の写し

(4) その他、補助金を交付する目的に必要な範囲で、知事が提出を求める書類

（交付の条件）

第７条　補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第４号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の増額を伴わないものは、この限りではない。

(2) 事業を行うために締結する契約については、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、適正な価格で契約するものとする。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（軽微な変更）

第８条　前条第１号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 補助目的の達成に支障をきたすなど、事業の内容を著しく変更すること。

(2) 補助対象経費を 20 パーセント以上変更すること。

（交付の決定）

第９条　知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認められるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、当該申請者（以下「補助事業者」という。）にその旨通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　補助金は、精算払いとする。

（申請の取下げ）

第 11 条　補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の申請の交付を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して 10 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条　補助事業者は、補助事業が完了した時は、その日から 20 日を経過した日、または、令和９年２月 26 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。なお、別表(3)に定める助成金に係る補助について、規則第 12 条の実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

２　教育訓練休暇給付金に係る補助について、前項の補助金交付申請書に添付する書類は次の

とおりとする。

(1) 実績総括表（様式第７号）

(2) 助成金等の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬額が確認できる領収書等の写し

(3) 就業規則等の施行日が確認できる就業規則等の写し

(4) 教育訓練休暇制度の導入に係る規定の整備を行ったことが確認できる就業規則等の新旧対照表の写し

(5) 労働者が教育訓練休暇制度を活用したことが確認できる、労働者の出勤簿、タイムカード等の就業実態を確認できる書類の写し

(6) その他、補助金を交付する目的に必要な範囲で、知事が提出を求める書類

（額の確定）

第 13 条　知事は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う検査等により、事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 14 条　知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

（指示及び検査）

第 15 条　知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第 16 条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第 17 条　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（帳簿の備付等）

第 18 条　補助金の交付を受けた事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（その他）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年 12 月 16 日から施行する。

別表(1)

業種	常時使用する労働者の数
製造業その他	20 人以下
商業・サービス業	５人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指す。

※「常時使用する労働者の数」は中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとする。なお、同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、労働基準法第 21 条に該当しない者が「常時使用する従業員」に該当する。

別表(2)

業種	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 中分類 50（各種商品卸売業） 中分類 51（繊維・衣服等卸売業） 中分類 52（飲食料品卸売業） 中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 54（機械器具卸売業） 中分類 55（その他の卸売業）
小売業	大分類Ｆ（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 細分類 3313　電気小売業 細分類 3413　ガス小売業 大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 中分類 56（各種商品小売業） 中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 58（飲食料品小売業） 中分類 59（機械器具小売業） 中分類 60（その他の小売業） 中分類 61（無店舗小売業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 76（飲食店） 中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類Ｇ（情報通信業）のうち 中分類 38（放送業） 中分類 39（情報サービス業） 小分類 411（映像情報制作・配給業） 小分類 412（音声情報制作業） 小分類 415（広告制作業） 小分類 416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類Ｈ（運輸業、郵便業）のうち 細分類 4892　レッカー・ロードサービス業 大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 693（駐車場業） 中分類 70（物品賃貸業） 大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 75（宿泊業） 大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）　※ただし、小分類７９１（旅行

	業）は除く 大分類Ｏ（教育、学習支援業） 大分類Ｐ（医療、福祉） 大分類Ｑ（複合サービス事業） 大分類Ｒ（サービス業＜他に分類されないもの＞）
製造業その他	上記以外の全て

別表(3)

助成金一覧
・中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） ・キャリアアップ助成金 ・働き方改革推進支援助成金 ・人材開発支援助成金 ・人材確保等支援助成金

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

富山県知事　　殿

住　所（事務所の所在地）
事業所（名称及び代表者職氏名）

富山県賃上げ応援補助金交付申請書

富山県賃上げ応援補助金の交付を受けたいので、富山県補助金等交付規則第３条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　業種　　＿＿＿＿＿＿＿＿

３　常時使用する労働者数　　＿＿＿＿＿＿＿＿人

４　補助対象助成金等（該当する□にチェックしてください。）

□業務改善助成金　□キャリアアップ助成金　□人材開発支援助成金

□働き方改革推進支援助成金　□人材確保等支援助成金　□教育訓練休暇給付金

５　関係書類

(1) 申請総括表（様式第２号）

(2) 宣誓書（様式第３号）

(3) 助成金等の書類作成等を依頼することで発生する社会保険労務士等の報酬額が確認できる見積書等の写し（第５条第１項第２号に該当する場合に限る。）

(4) 助成金等の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬額が確認できる領収書等の写し（第５条第１項第１号に該当する場合に限る。）

(5) 別表(3)に定める助成金の交付申請書や事業実施計画書等、助成金の申請に係る提出書類の届出日が分かる書類の写し（第５条第１項第１号に該当する場合に限る。）

(6) 就業規則等の施行日が確認できる就業規則等の写し（第５条第１項第１号に該当する場合に限る。）

(7) 別表（3）に定める助成金の支給決定通知書の写し（第５条第１項第１号に該当する場合に限る。）

(8) 補助金を交付する目的に必要な範囲で、知事が提出を求める書類

様式第２号（第６条関係）

富山県賃上げ応援補助金　申請総括表

(1) 補助金振込先口座

① 事業者名称			② 所在地　〒 ℡番号				
③ 事務担当者職氏名			④ 事務担当者連絡先 E-mail ℡番号				
	銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店・出張所 本所・支所		
店　番 ※ゆうちょ銀行の場合記入			預 金 種 類		普通　・　当座		
口 座 番 号							
フ リ ガ ナ 口 座 名 義							

(2) 補助金交付申請額

金　　円	（D）

内訳

社会保険労務士等への報酬の支出予定額（※１）	県補助基本額（（A）に県補助率を乗じた額） 中小企業事業者 補助率：1/2 小規模事業者 補助率：2/3	県補助金上限額（上限額：10万円）	選定額（（B）と（C）を比較して低い方の額（千円未満切り捨て））
A	B＝A×１/２ 又は B＝A×２/３	C	D
		100,000	

※１：国の助成金の書類作成等を依頼することで発生する社会保険労務士等の報酬額。
（社会保険労務士等と年間契約を行っている場合は、国の助成金の書類作成等を依頼することで増加する社会保険労務士等の報酬額。）
ただし、国の助成金の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬の実支出額が既に確定している場合には、社会保険労務士等への報酬の実支出額を記入。

(3) 誓約事項

富山県賃上げ応援補助金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

●交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。

●富山県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、県が国の助成金の申請及び交付状況に係る申請者の個人情報の提供を受けることに応じます。

●１　私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

□ 上記誓約事項の内容に同意します。（誓約事項を確認し、チェックしてください。）

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

富山県知事　　あて

住　所（事務所の所在地）
社会保険労務士等の事務所（名称）
社会保険労務士等（氏名）

富山県賃上げ応援補助金に関する
社会保険労務士等の報酬金額に係る宣誓書

私は、富山県賃上げ応援補助金に関し、以下に定める事項に該当していないことを確認のうえ、宣誓します。

記

助成金等の申請に係る書類作成や就業規則の変更等に係る社会保険労務士等の報酬金額について、不相当に高額な金額を定めるもの

以上

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

富山県知事　　殿

住　所（事務所の所在地）
事業所（名称及び代表者職氏名）

富山県賃上げ応援事業補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け富山県指令多人第〇号で交付の決定の通知があった富山県賃上げ応援事業補助金について、下記のとおり変更したいので承認くださるよう申請します。

記

１　変更したい理由

２　変更したい内容

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

富山県知事　　殿

住　所（事務所の所在地）
事業所（名称及び代表者職氏名）

富山県賃上げ応援事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇年〇月〇日付け富山県指令多人第〇号で交付の決定の通知があった富山県賃上げ応援事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認くださるよう申請します。

記

１　中止（廃止）したい理由

様式第６号（第12条関係）

年　　月　　日

富山県知事　　殿

住　所（事務所の所在地）
事業所（名称及び代表者職氏名）

富山県賃上げ応援補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付富山県指令多人第〇号で交付の決定の通知があった富山県賃上げ応援事業補助金について、富山県補助金等交付規則第12条第１項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

１　受講した教育訓練講座名
（第５条第１項第２号に該当する場合に限る。）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　関係書類
(1)　実績総括表
(2)　助成金等の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬額（支出済のものに限る。）が確認できる領収書等の写し
(3)　就業規則等の施行日が確認できる就業規則等の写し
(4)　教育訓練休暇制度の導入に係る就業規則等の整備を行ったことが確認できる就業規則等の新旧対照表の写し（第５条第１項第２号に該当する場合に限る。）
(5)　労働者が教育訓練休暇制度を活用したことが確認できる、労働者の出勤簿、タイムカード等の就業実態を確認できる書類の写し（第５条第１項第２号に該当する場合に限る。）

様式第７号（第12条関係）

富山県賃上げ応援補助金　実績総括表

① 事業者名称	② 所在地　〒 TEL番号
③ 事務担当者職氏名	④ 事務担当者連絡先 E-mail TEL番号

補助金精算額

金　　円			（D）
内訳			
社会保険労務士等への報酬の実支出額（※１） A	県補助基本額（（A）に県補助率を乗じた額） □ 中小企業事業者 補助率：1/2 □ 小規模事業者 補助率：2/3 B＝A×１／２ 又は B＝A×２／３	県補助金上限額（上限額：10万円） C	選定額（（B）と（C）を比較して低い方の額（千円未満切り捨て）） D
		100,000	

※１：国の助成金の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬額。
（支出済のものに限る。）
（社会保険労務士等と年間契約を行っている場合は、国の助成金の書類作成等を依頼したことで増加した社会保険労務士等の報酬額。）